

管理に係る重要事項調査依頼書			
当社は、宅地建物取引業法第35条及び同法施行規則第16条の2及び第16条の4の3等により、下記物件の管理に係る重要事項について必要な書類を添えて、貴社に調査を依頼します。			
調査依頼年月日	令和 年 月 日		
宅地建物 取引業者 (調査依頼主)	会社名		
	所在地	(〒 -)	
	免許番号	国土交通大臣 ・ 知事 () 号	
	依頼者	所属部署	
担当者名		Ⓜ	FAX
調査対象 物件	物件名		
	所在地		
	住戸番号	棟 号	売却依頼主 (管理組合員名)
調査依頼項目			手数料
<input type="checkbox"/> 管理に係る重要事項調査報告書発行			11,000円 (税込10%)
<input type="checkbox"/> 管理規約 (写)			3,300円 (税込10%)

管理に係る重要事項調査依頼をされる仲介業者様へ

◆◆◆◆ 調査に際しての注意事項 ◆◆◆◆

①受付・発行について

本依頼書及び、「売却依頼主」との媒介契約書等の契約関係を証明できる書類をFAXにて送信ください。受付後、5営業日以内に「管理に係る重要事項調査報告書」を郵送いたします。

※調査物件によっては、お時間を頂戴する場合があります。

受付時間：月～金曜日（土日祝日は定休日） 9：00～17：00

②依頼事項の発行手数料支払い方法について

「管理に係る重要事項調査報告書」と併せて請求書を同封させていただきます。請求書受領後、1週間以内にお振込みをお願いします。

※ 振込手数料は、ご負担ください。

③その他

専有部分及びその他個人情報に関する事項については、回答できません。